

令和 8 年 7 月 2 1 日
役 場 3 階 委 員 会 室

議 事 録

添田町農業委員会

令和 8 年添田町農業委員会初会合議事録

日 時 令和 8 年 7 月 2 1 日（火） 午後 4 時 0 0 分

場 所 添田町役場 3 階 委員会室

招集者 添田町農業委員会長 内 野 恭 一

出席委員（10 名）

1 番 内 野 恭 一

3 番 照 瀬 保 道

5 番 森 元 孝 志

7 番 梅 野 隆 成

9 番 岡 崎 雄 一

2 番 高 瀬 千 束

4 番 鎌 田 英 彦

6 番 堀 由 香 利

8 番 尾 形 吉 則

10 番 宮 崎 央二郎

出席推進委員（7 名）

宇 野 公 康

入 口 富 士 男

西 豊

鈴 見 敏 憲

藤 岡 宏 康

黒 崎 延 和

宮 岡 雅 夫

欠席委員（1 名）

小 畑 眞 二

出席職員（4 名）

農業委員会 事務局長 野 北 省 一

係 長 加 藤 光 彦

主 査 村 上 麻 衣

主 事 高 松 那 緒

(午後4時00分)

事務局 添田町農業委員会初会合の開催に先立ちまして、農地利用最適化推進委員会の委嘱状の交付を行います。
添田町農業委員会内野会長より交付を行っていただきます。

— 辞 令 交 付 —

以上で辞令交付式を終わります。内野会長ありがとうございました。

◎開 会

事務局 只今から、添田町農業委員会の初会合を開会します。本日の進行をいたします、農業委員会事務局長の野北です。よろしくお願いいたします。

◎会長あいさつ

事務局 それでは、添田町農業委員会内野会長より皆様にご挨拶申し上げます。会長よろしくお願いいたします。

— 会 長 挨 拶 —

事務局 ありがとうございました。次に、改選後初めての会議ですので、委員の皆様にご自己紹介をお願いしたいと思います。はじめに農業委員の皆様からお願いします。会長から議席順にお願いします。

— 農 業 委 員 自 己 紹 介 —

ありがとうございます。次に推進委員の皆様をお願いします。なお、議席については大字順に決めていますので、ご了承ください。それでは1番の宇野さんから選出地区とお名前をお願いします。

— 推 進 委 員 自 己 紹 介 —

ありがとうございました。最後に、事務局の紹介をさせていただきます。

－ 事務局 自己紹介 －

◎委員の活動について

事務局 次に、委員の活動について説明いたします。

再任の方もいらっしゃいますが今一度業務内容等のご確認をお願いします。

資料 1 ページをご覧ください。農業委員会の代表的な業務は主にふたつです。ひとつめが、農地法の審議、議決等を行うこと。二つめが農地等の利用の最適化を進めることです。

農業委員とは、農地法等の審議、議決等を行ったり、農地等の所有者から報告、相談を受けたり、調査に立ち入る権限を持つ特別職の地方公務員です。

農地利用最適化推進委員とは、農地として利用すべき土地の農業上の利用確保並びに農業経営の規模拡大、農地等の集団化、新たな農業経営者の参入促進などの農地の利用効率化の促進する特別職の地方公務員です。

添田町農業委員会では、厳密に役割を分けておらず、現地活動や農業相談等は全員で行っています。ただし、議決権に関しては農業委員のみに付しています。

続いて、資料 2 ページをご覧ください。総会に諮る主な案件についてご説明します。

まず、非農地証明願についてです。登記簿の地目が田や畑のまま、農地でない状態が原則 20 年以上経過している土地について、農地ではないと証明する手続きです。事前に担当委員を含む計 3 名と事務局で現地確認を行います。担当委員 1 名は、総会時に申請地の場所や状況説明を行います。農地特別委員長は、総会時に農地ではないと判断された理由を説明していただきます。

続いて、農地法 3 条申請については、農地の売買や贈与をする際に必要な許可申請手続きです。

農地法 4 条申請は、農地の所有者が自分自身で宅地や駐車場などに転用する際に必要な手続きです。

農地法 5 条申請は、第 3 者が農地を転用目的で購入する際に必要な手続きです。3 条から 5 条についても非農地証明願と同様に、担当委員は総会時に申請地の場所や状況説明を行っていただきます。

農地賃借権設定については、農地の貸し借りは公的機関である農地

中間管理機構（農地バンク）を経由して行います。

農業振興地域整備計画変更は、農業振興地域内の優良農地を確保、保全するための区域で、指定されている農地は、農地転用の制限がかかるため、計画から除外するためには農業委員会での承認が必要となります。

最後に、地域計画変更についてです。地域計画とは、高齢化や担い手不足による耕作放棄地の増加を防ぐために策定された地域農業の未来設計図となるものです。計画内に指定されている農地を除外するためには、農業委員会の承認が必要となります。

続いて資料 3 ページをご覧ください。

農業委員会には、農地特別委員会と農政特別委員会があります。農地特別委員会は、主に農地転用や非農地証明に関して現地調査等を行い、総会で結果報告するなど、農地に関すること全般を担当するとともに、委員長さんは申請があれば現地調査を行います。

農政特別委員会は、地域計画や、農業施策の検討などを担当するとともに、委員長さんは各種申請があれば現地調査を行います。委員の皆様はどちらかに所属することとなっており、選出については先ほどの農業委員会初総会において、各種特別委員会の委員長、副委員長や所属については、会長、副会長に素案作りを一任させていただいておりますので、推進委員さんにおきまして一任していただければと思います。組織図素案については 8 月の総会時に報告させていただきます。

続いて資料 4 ページをご覧ください。基本的に毎月 25 日が各種申請の締め切り日となっており、翌月 10 日が農業委員会の定例総会となっております。日にちが前後することもあります。基本的には定例総会には全員参加をしていただきます。なお、会議の議席については現在の番号となっております。

以上、大まかな活動についての説明を終わりますが、今後、活動するにあたり不明点等あれば事務局に問い合わせいただければと思います。

説明は以上となりますが、質問はありませんか。

— 質 問 な し —

では続いて次第 5 その他に記載の順にご説明いたします。

— 会議規則、農業委員会憲章、報酬・費用弁償等、慶弔規定、
全国農業新聞の購読、公務災害補償制度加入、活動記録簿
について説明 —

説明は以上です。質問はありますか。

— 質 問 な し —

無いようなので次第 6 の事務局連絡事項に移ります。

新任農業委員・農地利用最適化推進委員研修会が令和 8 年 7 月 31
日（金）10 時 30 分～16 時、福岡国際会議場にて開催されます。

令和 8 年 8 月農業委員会総会を令和 8 年 8 月 10 日（月）13 時 30
分より役場 3 階委員会室にて開催いたします。

各種申請締切は令和 8 年 7 月 24 日（金）までです。

説明は以上です。

◎閉会

副 会 長 これをもちまして、添田町農業委員会初会合を閉会します。皆様お
疲れさまでした。

（午後 4 時 4 0 分）